

「災害対応車両整備促進事業補助金」募集要項

長野県危機管理部危機管理防災課

【補助金の目的等】

災害発生時に自治体の備蓄を補完し、避難所等における良好な生活環境を速やかに被災者へ提供することを目的として、民間事業者が行う災害対応車両の整備に要する経費に対し補助を行います。

なお、本事業における「災害対応車両」とは、災害対応車両等登録規定（令和7年内閣府告示第92号）第2条で定められたもののうち、災害対応車両登録制度の登録基準を満たすものとします。

補助事業の詳細は、交付要綱をご覧ください。

【対象事業費】

この補助金で整備することができる車両は、便所又は洗濯若しくは入浴サービスを提供する用途に供されるものであって、自走する又は牽引される形態のものとし、購入又は製造に要する経費を補助対象経費とします。（輸送費、設置費を除く。）

【補助率・限度額】

- ・対象経費の1/2以内
- ・補助限度額：小型1台当たり 4,500千円
大型1台当たり 17,500千円

※小型：軽自動車又は軽トレーラーの規格に適合しているもの

大型：小型以外のもの

※応募の状況によっては、補助対象台数の調整を行う可能性があります。

【補助対象者】

補助対象者は以下の全てに該当している必要があります。

- ・県内に本店、支店又は営業所を有する者
- ・県内に購入又は製造した災害対応車両を保管する場所を有する者
- ・災害対応車両は、原則として長野県内で使用し、災害発生時等に長野県から要請した場合は、県内外の避難所等へ設置することを誓約する者
- ・長野県との間で災害時等の応急対策に関する協定を締結している、若しくは締結することを誓約する者又は同協定の締結団体に属する者
- ・補助金を活用して購入又は製造した災害対応車両を、国が運用する災害対応車両登録制度に登録することを誓約する者

【募集期間】

令和8年5月29日（金）から令和8年6月26日（金）まで ※消印有効

【申請方法】

交付申請書郵送先

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 長野県危機管理部 あて

【ご提出いただく書類】

必要書類	添付書類名等
交付申請書	交付要綱様式第1号
確認書	交付要綱様式第2号
県内に本店、支店又は営業所があることを示す書類	法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書。発行後3ヶ月以内のもの）
災害対応車両を保管する場所を示す書類	地図及び敷地図面等 （当該敷地が補助対象者の所有または賃借者により使用可能であることを確認できる資料を添付すること）
対象経費を示す書類	見積書の写し、カタログ等 （自社製造にあつては、仕様書または設計書、及び製造原価を示す書類の写し等）

※交付申請書類提出後、県からの交付決定通知が届きましたら、事業着手が可能となります。

【事業完了時に提出いただく書類】

- ・実績報告書（交付要綱様式第6号）
- ・災害対応車両の納品書、領収書等、購入又は製造した実績を示す書類の写し
- ・納品された車両の写真（補助対象経費を満たすことが判るもの）

【お問い合わせ先】

長野県庁危機管理部危機管理防災課防災係 電話 026-235-7184（直通）